

令和 7 年度

「内灘町災害復旧事業
コンストラクションマネジメント業務」

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 8 月

内 灘 町

「内灘町災害復旧事業コンストラクションマネジメント業務」

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

内灘町では、令和6年能登半島地震により道路、上下水道、その他公共施設等が被災した。更に、液状化現象に伴う側方流動により広範囲において土地境界が不明確となっており、復旧に向けた関係者間の調整に、相当な時間と労力が必要な状況である。

また、既に自宅再建している住民の暮らしに影響を与えないことを念頭に、道路等の一体的な液状化対策を進め、再液状化の抑制もしくは被害の軽減を目指していくものである。

本業務は、上記の課題を解決するため、能登半島地震の早期復旧に向けた事業執行として、当該業務で官民連携による事業執行体制を構築し、事業促進を図ることを目的とする。

2 契約の概要

(1) 業務名

内灘町災害復旧事業コンストラクションマネジメント業務

(2) 業務内容

対象事業の推進における本業務の役割は、CM（コンストラクション・マネジメント）を行うことで、当該事業の円滑な推進に必要な工程、品質、コスト等の管理を実施するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額

300,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

審査日において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度内灘町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 本プロポーザルへの申込時点で、内灘町入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年内灘町告示第60号）に定める指名停止ならびに国・地方公共団体等においても同様の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。

(5) 次のア から オ までのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に 関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。

(7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(8) 国または地方公共団体等から受注した事業促進PPP（※1）又はPM（※2）又はCM（※3）の業務実績を有するものとし、業務着手時にその実績が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得るものとする。

※1 「事業促進PPP」とは、国土交通省直轄の事業促進PPP等に関するガイドラインの1.4「用語の定義」に基づくものをいう

※2 「PM（プロジェクト・マネジメント）」とは、事業を効率的に進めるために、事業工程管理、懸案事項管理、事業費管理、用地取得管理などを行うマネジメント業務の総称

※3 「CM（コンストラクション・マネジメント）」とは、工事の円滑な履行のため、施工段階において、工程管理、施工管理、品質管理、コスト管理、工事間施工調整などを行うマネジメント業務の総称

4 実施手順

本プロポーザルは、下表のスケジュールで、参加申込書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく審査委員会による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

内 容	期 間 等
実施要領等の公表	令和7年9月1日（月）町ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和7年9月10日（水）午後5時まで
質問への回答	令和7年9月16日（火）までに町ホームページに掲載

参加申込期限	令和7年9月19日（金）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和7年9月24日（水）までに通知
企画提案書等提出期限	令和7年10月6日（月）午後5時まで
提案プレゼンテーションの開催 （審査委員会）	令和7年10月9日（木）
審査結果の通知	令和7年10月中旬に通知
契約締結	令和7年10月中旬予定

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）まで

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和7年9月16日（火）までに町ホームページに掲載する。

6 参加申込手続

(1) 受付期間

令和7年9月16日(火)から令和7年9月19日(金)まで（土・日・祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ア 参加申込書兼誓約書（様式1） | 1部 |
| イ 業務実績調書（様式2） | 1部 |
| ウ 会社概要書（様式自由：パンフレット可） | 1部 |

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に直接又は電子メール、郵送（期限内必着）で提出すること。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和7年9月24日(水)から令和7年10月6日(月)まで（土・日・祝日を除く）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類 正本 1 部、副本 1 2 部

ア 企画提案書表紙（様式 4）

イ 企画提案書（様式自由、A 4 サイズ、5 ～ 7 ページ）

ウ 実施体制調書（様式 5）

エ 参考見積書（様式 6）

オ 参考業務費内訳書（様式自由）

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。

(6) その他

ア 上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。

イ 書類一式をファイリングして提出すること。

8 参加申込み及び企画提案の無効

(1) 3 に定める参加資格要件を満たさないものが提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和 7 年 9 月 2 4 日（水）までに応募者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

※プレゼンテーションの日時については当該通知に合わせて通知する。

(2) プロポーザル審査委員会

企画提案書等及び当該企画提案書によるプレゼンテーションを基に優先契約候補者 1 者を選定する。

ア 審査の方法

審査委員会の各委員が評価を行い、委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

(※審査基準は別表参照)

イ 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年10月中旬を目途に、参加者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

10 契約

(1) 選考により、選定された優先契約候補者と契約の交渉を行う。

(2) 候補者として特定されたことをもって契約締結が確定されるわけではなく、提案内容の協議により訂正・追加・削除を行い、確定した後に当該内容において見積書を徴し、契約を締結するもの。

(3) 候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次席者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

(5) 提出された書類は、内灘町情報公開条例（平成16年内灘町条例第21号）に規定する非開示事由を除き公開の対象となるものとする。

12 問合せ先

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場2階

内灘町 復旧復興推進部 地域再建整備課

電話 076-286-6713

E-mail: saiken@town.uchinada.lg.jp

(別表) 審査基準

1. 評価項目等

評価区分、評価項目及び着眼点、配点は、次のとおりとする。

評価区分	評価項目及び着眼点	配点
1.実績	本業務を適切に行う業務実績を有しているか (本業務の配置予定技術者の実績を優位に評価する)	10点
2.実施体制※	提案内容を遂行できる体制(人員、有資格者)が整っているか	10点
3.実施方針	目的内容に沿った業務を遂行する際の実施方針となっているか (より具体的かつ効果的と考えられる実施方針を評価する)	10点
4.評価テーマ	以下に示す事項について、的確な提案がされているか ① 最適な工事発注計画を立案するための留意事項や事業全体を円滑に進めるための事業管理方法の提案及び当該業務内での具体的な実施項目 ② 土地境界の明確化や液状化対策工事を行う上で、円滑な境界確定や、適切な設計方針及び復旧範囲や復旧時期など多面的な観点から適切な復旧工事を行うための事業管理手法の提案ならびに当該業務内での具体的な実施項目 ③ 復旧工事に係る地元及び関係行政機関等との協議を効率的に執行するための資料作成や説明方法などに係る提案ならびに当該業務内での実施項目 ④ 庁内及び復旧事業受発注者間との工事を含めた全体事業の執行状況の情報共有手法ならびに当該業務内での具体的な実施項目 ⑤ その他、内灘町災害復旧事業の事業促進に繋がる課題解決や提案など ・コンストラクションマネジメント業務の目的と実務経験を踏まえた提案内容であることが伺え、ポイントの着眼点が的確で、本業務に有効である場合に優位に評価する ・提案内容に具体性があり、説得力がある場合に優位に評価する ・発注者側の立場で課題を整理、検討、実施する提案内容を優位に評価する ・業務の専門技術力もしくは実現性に著しく欠ける場合は特定しない ・参考見積の対象外の提案については加点しない	50点

5.プレゼンテーション	・評価テーマに対する技術提案の説明能力が高い場合に優位に評価する ・質問に対するレスポンスが高い場合に優位に評価する ・質問に対する回答のわかりやすさ、的確さが高い場合に優位に評価する ・業務内容の理解度が低い場合には特定しない	10点
6.価格	業務内容に見合った見積金額となっているか (金額の低さを評価するものではない)	10点
合 計		100点

※ 評価する資格は、以下の順位で評価する。

- ① 技術士（総合技術監理部門－建設）
- ② 技術士（建設部門又は上下水道部門）
- ③ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）
- ④ RCCM
- ⑤ 一級土木施工管理技士

※ 本業務の履行にあたっては、以下に示す実施体制を想定している。

技術者区分	役 割	常駐	専任
管理技術者	業務全体の統括管理、業務対応代表窓口	-	-
主任技術者	事業管理（設計管理、関係機関協議等）	-	○
担当技術者	実務者会議調整支援担当（道路）	○	○
	実務者会議調整支援担当（上下水）	○	○
技術補助	補償関連及び資料作成等	-	-

注）管理技術者の兼務：本業務の管理技術者として主任技術者を兼務することができる。

常駐場所について：担当技術者の常駐先は内灘町役場敷地内とし、執務室は受注者が準備する。

2. 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

評価	評 価 内 容	採 点
S	特に優れている	配点×1.00
A	優れている	配点×0.75（小数点以下切上げ）
B	普通（通常想定される程度）	配点×0.50（小数点以下切上げ）
C	やや不十分	配点×0.25（小数点以下切上げ）
D	不十分	配点×0